

## 「守山市障害福祉サービス事業者支援事業費補助金」

### 1 目的

今回、新型コロナウイルス感染への備えとして、障害福祉施設等の利用者が安心してサービスを利用することができる環境を整備するため、ならびに、職員の感染予防や拡大防止を図るため、マスク、衛生用品、機器等の購入等に対し補助を行うものです。

### 2 補助対象事業者・補助対象事業・補助基準額

#### 【補助対象事業者】

市内に所在する次の施設が対象となります。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業者  
（例えば、施設入所、短期入所、生活介護、共同生活援助等）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の二の二第 1 項に規定する障害児通所支援を行う事業者
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条及び第 78 条に基づく地域生活支援事業のうち移動支援事業または日中一時支援事業を行う事業者

※ただし、同一法人が経営する補助対象事業者が複数所在する場合は、当該法人を 1 補助対象事業者として取り扱いますのでご注意ください。

#### 【補助対象事業】

新型コロナウイルス感染への備えとして、利用者、職員等の感染予防や拡大防止のため、マスク、衛生用品、機器等の購入等に対し補助を行います。

例) マスク、うがい薬、殺菌剤、消毒剤、医療用手袋、加湿器、空気清浄機、非接触型体温計、サーモグラフィー等

#### 【補助基準額】

100,000 円（上限） ※補助基準額に満たない場合は、その額とします。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間において、利用者または従業員に新型コロナウイルス感染症患者が発生した事業所については、200,000 円（上限）とします。なお、補助基準額に満たない場合は、その額とします。

### 3 申請期間

令和 4 年 3 月 31 日まで

※新型コロナウイルスの備えとしての事業趣旨からも、早めの申請をお願いします。

### 4 補助対象期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

### 5 交付申請

次の(1)の書類の該当する項目、注意書きに留意して記入し、(2)および(3)の必要書類を添

付して提出してください。

- (1) 守山市障害福祉サービス事業者支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 購入等にかかる領収書のコピー
- (3) 資機材等を購入した場合は、設置場所を図面（平面図）に明示するとともに、設置状況のわかる写真を添付

## 6 その他

当該補助金は、令和3年度限りとし、当該補助金により購入された備品等の維持管理費等は事業者負担とします。